

## 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設と、事業実施場所 ( 1) 2 病院、診療所の医療施設(有床に限る。) 3 幼稚園、聴覚特別支援学校、視覚特別支援学校及び特別支援学校
-------------	---

前記「要配慮者利用施設の範囲」表中( 1)の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。

( )1	高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)、ケアハウス、老人福祉センター、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、生活支援ハウス、地域密着型サービス事業所
	保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
	児童福祉施設等	認可保育所、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童館、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所
	障がい児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障がい者支援施設、障がい者相談支援事業所、地域活動支援センター(活動支援A型)、地域活動支援センター(活動支援B型)、地域活動支援センター(生活支援型)、点字図書館、聴覚障がい者情報提供施設、障がい者福祉センター、障がい者就業・生活支援センター、共同生活援助事業所(グループホーム)、障がい児入所施設(福祉型)、障がい児入所施設(医療型)、短期入所施設、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所
	その他	子育ていろいろ相談センター、愛光会館、子ども子育てプラザ、つどいの広場、放課後児童施策(児童いきいき放課後事業、子どもの家事業施設、留守家庭児童対策事業施設)